

- 「福島復興再生特別措置法」（以下、「福島特措法」という。）に以下の課税の特例が規定
 - ① 風評対策に係る課税の特例（風評税制）
 - ② 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例（イノベ税制）
 - ③ 避難解除区域等への企業立地促進に係る課税の特例（企業立地促進税制）
- 令和 8 年度税制改正大綱において、以下の内容が決定
 - ① 風評税制の令和 1 0 年度末までの 3 年間延長
 - ② イノベ税制の令和 1 0 年度末までの 3 年間延長・対象事業の拡充
 税制改正大綱を踏まえ、当該課税の特例の運用を定める、「①特定事業活動振興計画」、「②新産業創出等推進事業促進計画」を変更し、国へ提出する必要
- また、「③企業立地促進計画」について、計画期間終了に伴う期間の変更を行い、国へ提出する必要

